

# 第1回いじめ再調査に係る再発防止策等検討会 議事録

## 1 開催概要

- (1) 開催日時：令和元年11月10日（日）午後1時30分～午後4時20分
- (2) 場 所：鹿児島県庁行政庁舎 6階大会議室
- (3) 出席委員：河内祥子委員，高谷哲也委員，甲木真哉委員，小山献委員
- (4) 公開・非公開の別：公開
- (5) 傍聴者等：2人（報道9社）

## 2 会長・副会長の選任

- 委員の互選により，高谷委員を会長として選出
- 会長の指名により，河内委員を副会長として選出

## 3 議事概要

### (1) いじめ再調査に係る再発防止策等検討会について

- いじめ再調査に係る再発防止策等検討会（以下、「検討会」という）の概要及び組織等について事務局から説明
- 検討会については、「鹿児島県総合教育会議」の下に設置
- 検討会の設置要領及び傍聴要領について事務局から説明

### (2) 鹿児島県いじめ再調査委員会調査報告書について

- 「鹿児島県いじめ再調査委員会調査報告書」の概要を事務局から説明
- 鹿児島県いじめ再調査委員会の委員長であった甲木委員，副委員長であった河内委員から補足説明

#### ※ 補足説明の主な内容

- ・ 具体的な事実について，できるだけ細かく確認することを意識した。
- ・ アンケートや個別の聴き取り調査において，いじりなどを生徒の大半はいじめと認識しておらず，いじめの定義を狭くとらえていた。
- ・ 何らかの言動が相手を傷つけることは不可避免的に起こっているが，それにどう対応していくか生徒たち自身が自ら学んでいく必要があり，その手助けを教師がどうやっていけるのかに触れたところが特徴と思っている。
- ・ 教員間の情報共有について，生徒の対応を中心的に担う担任の教員が急遽入院し不在であった。聴き取りにおいては，担任の教員以外にもその学年の教職員含めて行うことなどを意識して行った。

### (3) 鹿児島県いじめ防止基本方針等について

- 「鹿児島県いじめ防止基本方針」の概要及び平成26年8月に発生した県立高校における重大事態を踏まえた取組について県教育庁から説明

## ○ 主な質疑応答

(委員)

- ・ いじめに関する授業について、基本方針に記載があるか。県立学校だけでなく市町村立の小学校・中学校にも関係があると思うがどうか。

(県教育庁)

- ・ 「いじめの未然防止のための措置」として、「いじめ問題を考える週間」を全ての公立学校で設定し、いじめの問題に関する実態調査を実施したり、道徳や学級活動等でいじめの問題や命の大切さを主題とした授業を全学級で実施したりしている。
- ・ 小学校・中学校の取組については、資料を持ち合わせていないので、次回御説明できればと思っている。

## (4) 御家族・代理人による意見陳述

- 平成26年8月に発生した県立高校における重大事態（自死事案）の御家族と代理人が、検討会に対し意見陳述

## (5) 委員による検討

### ① 検討会の今後の進め方について

- ・ いじめ防止等のための対策を検討するに当たり、現状として何が行われているか把握する必要がある。
- ・ 小学校・中学校・高等学校とそれぞれの発達段階において、いじめの授業など具体的に何を行っているのか、予算も含めて把握する必要がある。
- ・ 小学校・中学校・高等学校で学校組織における教師間の関係も違うと思うが、何らかの形で現状を把握して問題意識を皆で共有したい。
- ・ 他の調査委員会や学校の調査で行われたアンケートや個別聴き取りの項目、タイミング、対象者とその考え方、どこまで内容を開示のかなどを把握して検討したい。
- ・ 組織的な対応ができていないということについて、報告書にある提言をどう実現していくかというところで議論を深めていきたい。
- ・ 理想と現実の間はかなり差があると感じている。
- ・ 現状把握をする際に、理念としてやるべきことが難しい条件として何があるか明らかにする必要がある。
- ・ 子どもたちは、大人（教師）がいじめの問題に頑張っていることを知っているのか、同じ気持ちを共有できているのかを調査した上で検討することで、実効性の高い、現実に即した検討ができるのではないか。
- ・ 夏休みにおける補講等の欠席について、近年では保護者等に対して連絡するように教育委員会から指導がなされているが、教員がそこをどう認識しているか把握したい。

## ② 所掌事務(1)~(3)の検討に係る論点について

- ・ いじめの定義について、非常に広い範囲でいじめになるということについて、それが持つ意味やなぜ広いのかをきちんととらえておく必要がある。
- ・ 「いじめの防止等」とは、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処」のことであり、いじめは起こるがそれを早期に発見し、早めに対処することで、それが更に繰り返されることを止める、この3つがサイクルを描くようにうまくいけばひどいいじめにはならないと思う。
- ・ いじめ関係の授業を行った際に、いくつかのケースを与えてどれがいじめになるか聞いてみたが、やはりいじめに関してすごく狭くとらえていた。いじめについて考えるような授業などを、節々の取組でやる方が良いと思っている。
- ・ いじめの防止等については、理念だけではなく、行動レベルで変化させることにより実際の意識や状況の改革に繋がっていくと考えている。県の基本方針策定後にその対策について何を行ってきたのか実態を把握すべき。
- ・ 権利の侵害を許さないなどの人権感覚を育てていくというのはどのように考えていけばいいのかということが、いじめの早期発見や自分の感情を言葉にして主張するとき重要であり、そこはいじめに特化しない広い視点から考える必要がある。
- ・ 再調査報告書で特徴的だったのは、居心地が悪い学校であったという生徒や、当時は職員室の雰囲気が悪かったという教員の供述などがあつた。学校の中をどのような場所にしていくかという視点が必要だと思っている。
- ・ いじめの重大事態の調査については、文科省のガイドラインの中で、再発防止が目的であること、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないということが説明されている。何のために調査を行っているのかについてどう共通理解していくかも重要な論点となる。
- ・ 明らかな暴力などによるいじめではないような初期段階のものについては、その場でどう対応するかということで、その後のいじめが起こりにくくなったり早期発見がしやすくなったりするので、いじめ防止等に重要であると考えている。
- ・ 初期段階のいじめへの対応について、教職員研修がどのように行われているかも確認したい。
- ・ 学校における基本調査報告に強い不満を持たれることが多いので、基本調査報告のあり方も議論したい。
- ・ いじめ調査委員会の調査体制や調査方法等について、より具体的な調査方法等について、検討会で提言することも必要ではないか。
- ・ 教師だけではなく、実施に学校現場で教育に携わる方々に対し、どのように共通理解をしたり学んだりする機会を設定できるかということも論点となる。

## (6) その他

- 次回検討会を12月23日（月）午前10時から県庁内会議室で開催することを確認

（以上）